

豊岡市記者配布資料

年月日	部課名	電話	責任者 (役職名)
2025年 12月16日(火)	コウノトリ共生部 コウノトリ共生課	0796-21-9017 (内線2341)	宮垣 均 (課長)

(件名)

高病原性鳥インフルエンザに係る豊岡市の対応について

(内容)

12月16日、兵庫県より、姫路市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたと発表がありました。

県立コウノトリの郷公園(以下「郷公園」)では、郷公園から半径100km圏内の市町村における家禽でのインフルエンザ発生となることから、郷公園の高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアルに基づき、防疫対策が強化されます。この対応を受け、豊岡市の対応をお知らせします。

なお、県立コウノトリの郷公園の対応については、別紙「記者発表資料」を確認してください。

1 市の対応

(1) 市立コウノトリ文化館

通常どおり開館します。

防疫対策として、施設出入口に手指用消毒を設置し、消毒の徹底を呼び掛けます。

なお、コウノトリの郷公園対策マニュアルに基づき、以下の対応が行われています。

ア 観察広場の飼育コウノトリを「給餌用ケージ収容展示」に変更

イ 観察広場遊歩道への立入は禁止

コウノトリ文化館及び園路からケージ内のコウノトリを観察することはできません。

(2) 市立ハチゴロウの戸島湿地・市立加陽水辺公園

通常どおり開館します。

《問合せ》コウノトリ共生部コウノトリ共生課

担当：宮垣・竹内 Tel 21-9017(内線2341・2343)

市立コウノトリ文化館 Tel 23-7750

記者発表（発表・資料配付）				
月／日 (曜)	担当事務所名	TEL	発表者名 (担当者名)	その他の発表・ 配布先
12／16 (火)	県立コウノトリの郷公園	0796-23-5666	園長 上甫木昭春 (鳥井ゆかり)	

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫体制の強化について －観察広場のコウノトリのケージ収容展示－

令和7年12月16日、兵庫県姫路市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。
 県立コウノトリの郷公園（以下「郷公園」）から半径100km圏内の市町村における家禽での発生となることから、郷公園の高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアルの対策段階を「レベル2」に引き上げ、下記のとおり防疫体制を強化します。

記

1 観察広場の個体を「放し飼い」から「ケージ収容展示」に変更

野鳥との接触を避けるため、観察広場で放し飼い展示をしている飼育個体6羽を、2羽ずつ広場内の給餌用ケージ※に収容した状態で展示します。

※ 給餌用ケージ：夕方から翌朝の給餌時間まで個体を収容しているケージ

2 観察広場遊歩道への立ち入り禁止

コウノトリ文化館及び園路からケージ内のコウノトリを観察することはできます。

3 園内の池、湿地の水抜き

主にカモ類の飛来防止のため水を抜きます。

<参考>

別添「飼育下コウノトリ高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」**別表2**

	<p>(問い合わせ)</p> <p>県立コウノトリの郷公園総務課 鳥井</p> <p>Tel.0796-23-5666</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

別表2：高病原性鳥インフルエンザ対策の対策段階（2025年暫定版）

2025/10/22

兵庫県立コウノトリの郷公園

環境試料 (野鳥の糞便、水等) ・家禽/飼養鳥/野鳥		国内で検出なし	国内で検出・発生（※1）	半径100km内の市町村で発生 （※2）	半径30km以内で発生	園内で検出・発生	
野外コウノトリ		国内で発生なし		国内で発生	半径100km内の市町村で発生	郷公園もしくはセンターを 含む半径30km以内で発生	
飼育コウノトリ							園内で発生
対策		通常段階	対策段階 1	対策段階 2	対策段階 3	対策段階 4	対策段階 5
ウイルス運搬者別の対策	一般来園者	・飼育エリアへの立入禁止（※3） ・観察広場前での靴底消毒		・観察広場園路への立入禁止	・施設内への立入禁止（閉園）		
	視察・研究者 イベント参加者	・飼育エリアへの立入時の職員同行 ・飼育管理棟に入る際の手指消毒 ・飼育管理棟に入る際の靴底消毒 ・飼育ケージ入出時の手指消毒	・飼育エリアへの立入制限（貸出長靴を着用。飼育ケージ内・建物内への立入は不可）	・飼育エリアへの立入禁止 ・観察広場園路への立入禁止	・施設内への立入禁止（閉園）		
	業者	・飼育エリアへの立入者の把握 ・飼育管理棟に入る際の手指消毒 ・飼育管理棟に入る際の靴底消毒	・飼育エリア入口での車両の車輪消毒 ・飼育エリア入口での靴底消毒	・飼育エリア立入制限及び記帳	・施設内への立入禁止（閉園）		
	飼育員	・手洗いの徹底 ・作業時の手袋着用 ・作業服と私服の区別 ・作業服の持ち出し禁止 ・飼育管理棟に入る際の手指消毒 ・飼育管理棟に入る際の靴底消毒 ・飼育ケージ入出時の手指消毒 ・飼育ケージ入出時の靴底消毒	・飼育エリア入口での車両の車輪消毒 ・飼育エリア入口での靴底消毒		・飼育エリア間の往来禁止 ・飼養施設ごとに作業用長靴を履き換え	・発生エリアへの立入制限 ・防護服着用、消毒徹底	
	獣医師	・手洗いの徹底 ・作業時の手袋着用 ・作業服と私服の区別 ・作業服の持ち出し禁止 ・飼育管理棟に入る際の手指消毒 ・飼育管理棟に入る際の靴底消毒 ・飼育ケージ入出時の手指消毒 ・飼育ケージ入出時の靴底消毒	・飼育エリア入口での車両の車輪消毒 ・飼育エリア入口での靴底消毒		・飼育エリア間の往来時の消毒徹底 ・飼養施設ごとに作業用長靴を履き換え	・発生エリアへの立入制限 ・防護服着用、消毒徹底	
	一般職員/文化館職員/大学院教職員・院生	・飼育エリア内で飼育コウノトリに関する作業をする際の一般防疫対策（飼育員・獣医師と同等の対策。ケージ内に入る場合は貸出長靴着用）	・飼育エリア入口での車両の車輪消毒 ・飼育エリア入口での靴底消毒	・観察広場園路への立入禁止	・飼育エリアへの立入制限	・発生エリアへの立入禁止	
	野鳥/ 野生動物	・死亡野鳥/異常野鳥発見時の報告		・死亡野鳥・異常野鳥の観察強化 ・池/湿地の水抜き	・飼育ケージ周囲への石灰散布		
	健康確認	・健康状態の観察	・健康状態の観察強化				
飼育コウノトリの対策	・健康確認 ・個体移動 ・他施設移動 ・野鳥対策 ・簡易検査 ・治療 ・消毒（※5）	・健康状態の観察 ・個体移動時の健康状態の確認 ・新規入園個体の検疫 ・野鳥対策資材の設置 ・高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡個体/異常個体の簡易検査 ・一般感染症等の検査	・健康状態の観察強化 ・新規入園の原則中止 ・新規入園の原則中止 ・救護/死体回収個体の簡易検査	・飼育エリア間の個体移動原則中止 ・観察広場園路への立入禁止 ・オープンケージの個体の収容（※4） ・オープンケージから収容する個体の簡易検査	・飼育エリアへの立入制限 ・発生エリアへの立入禁止	・飼育エリア内での個体移動原則中 ・発生野鳥等と接触が疑われる個体の簡易検査 ・同一飼育ケージ棟内の個体の簡易検査 ・確定個体/関連個体の治療 ・やむを得ぬ場合は殺処分検討	
野鳥対策	・ケージへの防鳥ネットまたは屋根の設置 ・野鳥対策資材の設置			・オープンケージの個体の収容（※4）	・防鳥ネット/屋根のないケージへの天井シート設置		
簡易検査	・高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡個体/異常個体の簡易検査 ・一般感染症等の検査	・救護/死体回収個体の簡易検査		・オープンケージから収容する個体の簡易検査		・発生野鳥等と接触が疑われる個体の簡易検査	・同一飼育ケージ棟内の個体の簡易検査
治療						・確定個体/関連個体の治療 ・やむを得ぬ場合は殺処分検討	
消毒（※5）	・個体入替え時のケージ内の消毒					・汚染箇所、その他園内の消毒	

※1 検出および発生箇所数は、環境省が設定した対応レベルに準じて判断する

※2 半径100 kmおよび半径30 kmの距離は、コウノトリの郷公園管理棟または保護増殖センター管理棟から計測する

※3 「飼育エリア」とは、郷公園飼育ゾーン、観察広場（旧公開ケージ。広場内の園路を除く）、保護増殖センター、検疫棟周辺をいう

※4 オープンケージとは、観察広場（旧公開ケージ）、馴化ケージ等の天井が開放になっているケージをいう

※5 簡易検査陽性の場合、その時点で必要な消毒を行う